

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）に関する論点案

＜厚生労働省＞

1. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

- ① 基本計画では「これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である」とされているが、省令で定められた申請様式上、押印を求めているが、見直す余地はないか。安全性の確保を求める趣旨の法律であると承知するが、押印により真正性・本人確認が厳格に担保されていると考えているのか。（評価基準1-②関係、自己点検結果C）
- ② 「独自の電子システム上で提出様式を作成・編集」でき、添付書類のアップロードもシステム上から可能であると承知するが、届出自体をオンラインで完結する仕組を設けることも技術的には可能であると考えられる。本法律に基づく手続きにつき、
- (1) 郵送での申請は可能なのか。
 - (2) オンラインでの申請につき、検討の余地はないのか。
- （評価基準4関係、自己点検結果B）

2. 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- ③ 削減方策として資料提出・許可証等の郵送化が掲げられているが、郵送率50%、30%は可能なのか。現状で、郵送による届出はどの程度か。そもそも、デジタルファーストの観点から、電子申請手続につき、導入を検討する余地はないのか（薬局の休廃止等の届出：13万件/年）。（評価基準4関係、自己点検結果B、C）
- ④ 薬局開設の許可にかかる標準処理期間や審査基準について、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表にしている場合があるとのことだが、厚生労働省から基本的な考え方を示しているのか。
- また、標準処理期間や技術的助言の公表につき、地方公共団体に働き掛けることはできないのか。（評価基準3-③、3-④関係、自己点検結果C）

3. 食品衛生法

- ⑤ 食品衛生法関係の手続につき、全国統一のオンラインシステムを構築する予定があると承知するが、システムの仕様や構築のスケジュールにつき、教示いただきたい。
- また、システム導入により様式も統一されると考えてよいか。（評価基準3-①、④、⑤関係、自己点検結果C）

4. 美容師法、理容師法、旅館業法

- ⑥ 美容師法、理容師法及び旅館業法については、経済団体などから「担当者ご

とに判断基準が異なる」といった事例が指摘されている。いわゆるローカルルールにつき、まずは実態把握に取り掛かる考えはないか。

また、厚生労働省としても、より明確なガイドラインを示すことは考えられないか。(評価基準 3-②関係、自己点検結果 C)

5. 児童福祉法

- ⑦ 基本計画で削減方策として「申請様式の標準的様式の作成・周知」が掲げられているが、標準的様式の作成に当たっては、「記入項目選択方式」(「営業の許可・認可に関する手続の簡素化の観点と評価基準」3-①参照)につき、検討いただけないか。(評価基準 3-①関係、自己点検結果 A)
- ⑧ 放課後児童健全育成事業に関しては自治事務であり、国が強制力をもって規制することができる事務ではないなどとして、ほぼすべての項目で特段の取組が予定されておらず「C」となっている。自治事務でも自治体の協力を得て行政手続簡素化に取り組もうとする事例は少なからずあり、例えば、本人確認(押印)の在り方の見直しや、記載方法の見直しなど、取り組むべき事項はあるのではないか。

6. 障害者総合支援法

- ⑨ 障害福祉サービス事業者の変更の届出につき、削減方策として郵送による書類提出の原則化が掲げられているが、現状で、郵送による届出はどの程度か。また、100%の郵送率を目指すのか。そもそも、デジタルファーストの観点から、電子申請手続につき、導入を検討する余地はないのか(手続件数 14 万件/年)。(評価基準 4 関係、自己点検結果 B)

以上

営業の許可・認可に係る手続の観点別チェックシート

【本資料について】

○各省から提出された自己点検結果を、事務局にて取りまとめたもの。今後、(事務局及び)行政手続部会で確認を行う予定。

○今回の自己点検は、主に基本計画に記載された内容につき確認したもの。したがって、例えば、既に何らかの取組を行う予定があるか、基本計画に記載がない項目も、今回の作業ではじに分類されている。

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手続件数 計に占めるオンライン手續 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コストの削減	5. 取組の実効性			
									1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローラ ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か	
79	再生医療等提供計画の提出	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第4条第1項	0	779	779	0.00%	○		C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
80	再生医療等提供計画の変更	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第5条第1項	0	969	969	0.00%	○		C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
81	再生医療等の提供の中止の届出	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第6条	0	160	160	0.00%	○		C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
83	厚生労働大臣への定期報告	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第21条第1項	0	2,134	2,134	0.00%	○		C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
90	特定細胞加工物の製造の変更届	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第37条	0	271	271	0.00%	○		C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
92	特定細胞加工物の製造の届出	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第40条第1項	0	262	262	0.00%	○		C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手続件数計	手続件数計に占めるオンライン手続きの割合	基本計画	コスト計測	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等				4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性			
										1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真正性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か
93	特定細胞加工物の製造の廃止届 再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第41条	0	166	166	0.00%	○			C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
94	厚生労働大臣への定期報告 再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第46条	0	2,069	2,069	0.00%	○			C	C	A	C	C	A	C	-	-	B	-	-	C
104	薬局開設の許可 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第4条	0	3,800	3,800	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
105	薬局開設の許可の更新 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第4条 第4項	0	9,136	9,136	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
106	薬局の休廃止等の届出 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第10条	0	133,675	133,675	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	A	A
107	薬局の許可証の書換え交付申請 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第1条 の5	0	721	721	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
109	店舗販売業の許可 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第26条	0	2,654	2,654	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
110	店舗販売業の許可の更新 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	0	3,410	3,410	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
111	店舗販売業の休廃止等の届出 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第38条	0	54,308	54,308	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	A	A
112	店舗販売業の許可証の書換え交付申請 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条	0	425	425	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
114	配置販売業の許可 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第30条	0	224	224	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
115	配置販売業の許可の更新 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	0	1,040	1,040	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	C	C	B	C	A	A
116	配置販売業の休廃止等の届出 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第38条	0	769	769	0.00%	○	○		C	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	A	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手續 きの割合	手續件数 計	手續件数 計に占める オンライン手續 きの割合	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一/標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計 画	コスト計 測	1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ロード マップ ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か	
119	卸売販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第34条	0	861	861	0.00%	○	○	C	C	B	C	C	A	C	C	C	C	B	C	A	A
120	卸売販売業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	0	2,323	2,323	0.00%	○	○	C	C	B	C	C	A	C	C	C	C	B	C	A	A
121	卸売販売業の休廃止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第38条	0	7,430	7,430	0.00%	○	○	C	C	B	C	C	A	C	-	-	-	B	C	A	A
122	卸売販売業の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条	0	340	340	0.00%	○	○	C	C	B	C	C	A	C	C	C	C	B	C	A	A
124	医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条 第1項	0	335	335	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	C	A	B	C	-	A
125	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条 の2第1項	0	195	195	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	C	A	B	C	-	A
128	医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条 第2項	0	950	950	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	C	A	B	C	-	A
129	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条 の2第2項	0	401	401	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	C	A	B	C	-	A
130	医薬品、医薬部外品、化粧品の休暇、廃止、再開、許可変更の届書	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第19条 第1項	0	2,286	2,286	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	-	B	C	-	A
131	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の休暇、廃止、再開、許可変更の届書	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条 の2の16第1項	0	1,224	1,224	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	-	B	C	-	A
133	医薬品、医薬部外品、化粧品の許可証書換え交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第5条 第1項	0	178	178	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	-	B	C	-	A
139	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(申請)	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条 第1項	0	512	512	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	A	C	C	-	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件數計	手續件數計に占めるオンライン手続きの割合	基本計画	コスト計測	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等				4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性				
										1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真正性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローラルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か	
140	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新（申請）	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条第3項	0	1,144	1,144	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A	
141	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の変更（届出）	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第19条第2項	0	5,073	5,073	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	-	A	
143	医薬品、医薬部外品又は化粧品の外國製造業者の認定（申請）	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条の3第1項	0	181	181	0.00%	○		C	C	B	C	C	-	-	A	A	C	C	-	A	
144	医薬品、医薬部外品又は化粧品の外國製造業者の認定の更新（申請）	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条の3第3項	0	528	528	0.00%	○		C	C	B	C	C	-	-	A	A	A	C	C	-	A
145	医薬品、医薬部外品又は化粧品の外國製造業者認定の変更（届出）	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第19条第2項	0	1,292	1,292	0.00%	○		-	C	B	C	C	-	-	-	-	-	C	C	-	A
147	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の休廃止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第19条第2項	0	422	422	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	-	A	
153	医療機器又は体外用診断用医薬品の製造業の登録	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の3第1項	0	369	369	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A	
154	医療機器又は体外用診断用医薬品の製造業の登録の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の3第3項	0	649	649	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A	

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件數計	手續件數計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等				4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性						
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真正性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か	
156	医療機器又は体外用診断用医薬品の製造業変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の16第2項	0	182	182	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	-	A	
159	医療機器又は体外用診断用医薬品の外国製造業者の登録	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の4第1項	0	581	581	0.00%	○		C	C	B	C	C	-	-	A	C	A	B	C	-	A
160	医療機器又は体外用診断用医薬品の外国製造業者の登録の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の4第2項	0	882	882	0.00%	○		C	C	B	C	C	-	-	A	C	A	B	C	-	A
180	医療機器の修理業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2	0	444	444	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	A	C	C	-	A
181	医療機器の修理業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第3項	0	836	836	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	A	C	C	-	A
182	医療機器の修理業の休廃止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第3項	0	396	396	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	-	B	C	-	A
183	医療機器の修理業の変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第3項	0	3,584	3,584	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	-	B	C	-	A
184	医療機器の修理業の書換交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第55条において準用する第37条の9第2項	0	292	292	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	A	C	C	-	A
187	医療機器の修理業区分追加	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第5項	0	256	256	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	A	C	C	-	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手続件数計	手続件数 計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等					4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性				
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真正性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か
188	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条第1項	0	7,167	7,167	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A
189	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条第4項	0	21,787	21,787	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A
190	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	35,914	35,914	0.00%	○	○	-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	A	A
191	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の休廃止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	4,980	4,980	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	-	A
192	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条第1項	0	907	907	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A
193	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可証の再交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第46条第1項	0	103	103	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A
194	管理医療機器の販売業及び貸与業の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条の3第1項	0	25,623	25,623	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	C	C	-	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手續件数	非オンライン手續件数	手續件数計	手續件數 計に占めるオンライン手續 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一/標準処理 期間・審査基準の公表等				4. 書類 提出コストの削減	5. 取組の実効性			
										1-① 提出書類の見直し	1-② 真正性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か
195	管理医療機器の販売業及び貸与業の変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	10,835	10,835	0.00%	○	○	-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	A	A
196	管理医療機器の販売業及び貸与業の休廃止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	10,104	10,104	0.00%	○	○	-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	A	A
197	再生医療等製品の販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の5第1項	0	258	258	0.00%	○		C	C	B	C	C	A	C	A	A	C	C	-	A
199	再生医療等製品の販売業の変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の7において準用する第10条第1項	0	401	401	0.00%	○		-	C	B	C	C	A	C	-	-	B	C	-	A
210	飲食店営業等の営業許可の申請	食品衛生法	第52条第1項	0	303,154	303,154	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	C	C	C	C	C	C	A	C
211	飲食店営業等の営業許可の更新の申請	食品衛生法	第52条第1項	0	274,911	274,911	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	C	C	C	C	C	C	A	C

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件数計	手續件數 計に占めるオンライン手續 きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一/標準処理期間・審査基準の公表等					4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真正性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローラルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か	
212	飲食店営業等の許可申請事項の変更の届出	食品衛生法施行規則	第71条	0	213,252	213,252	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	C	C	-	-	C	C	A	C	
213	飲食店営業等の許可営業者的地位の承継の届出	食品衛生法	第53条第2項	0	12,974	12,974	0.00%	○		B	C	B	A	C	C	C	-	-	C	C	-	C	
231	理容所開設の届出	理容師法	第11条第1項	0	2,311	2,311	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	-	A	C	-	A
232	理容所の届出事項の変更	理容師法	第11条第2項	0	5,117	5,117	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	-	A	C	-	A
233	理容所の地位の承継の届出	理容師法	第11条の3第2項	3	622	625	0.48%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	-	A	C	-	A
234	理容所の事業廃止の届出	理容師法	第11条第2項	0	3,866	3,866	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	-	A	C	-	A
246	旅館業の相続による地位の承継の承認	旅館業法	第3条の3第1項	2	214	216	0.93%	○		C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	A	C	-	A
247	旅館業経営の許可	旅館業法	第3条第1項	0	5,452	5,452	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	A	C	-	A
248	旅館業の合併等による地位の承継の承認	旅館業法	第3条の2第1項	0	169	169	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	A	C	-	A
249	旅館業の申請事項変更の届出	旅館業法施行規則	第4条	0	5,149	5,149	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	-	A	C	-	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件數計	手續件數計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等					4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真�性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローラルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② 計測の精緻化	5-③ 3か年計画か	
250	旅館業の停止又は廃止の届出	旅館業法施行規則	第4条	1	3,112	3,113	0.03%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	A	C	-	A	
260	美容所開設の届出	美容師法	第11条第1項	0	12,837	12,837	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	A	C	-	A	
261	美容所の届出事項の変更	美容師法	第11条第2項	0	21,563	21,563	0.00%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	A	C	-	A	
262	美容所の事業廃止の届出	美容師法	第11条第2項	2	9,008	9,010	0.02%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	A	C	-	A	
263	美容所の事業承継の届出	美容師法	第12条の2第2項	7	635	642	1.09%	○		C	C	B	C	C	C	C	-	-	A	C	-	A	
422	放課後児童健全育成事業の届出	児童福祉法	第34条の8第2項	6	1,138	1,144	0.52%	○	○	C	C	C	C	C	C	C	-	-	A	C	C	A	
423	放課後児童健全育成事業の届け出た事項の変更	児童福祉法	第34条の8第3項	6	2,483	2,489	0.24%	○	○	C	C	C	C	C	C	C	-	-	A	C	C	A	
424	放課後児童健全育成事業の事業の廃止又は休止	児童福祉法	第34条の8第4項	2	133	135	1.48%	○	○	C	C	C	C	C	C	C	-	-	A	C	C	A	
452	保育所の認可申請	児童福祉法	第35条第4項	0	863	863	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	A	A	A	A	C	A	A	C	A
453	保育所の廃止の承認申請	児童福祉法	第35条第12項	0	614	614	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	A	A	A	A	C	A	A	C	A
454	家庭的保育事業等の認可申請	児童福祉法	第34条の15第2項	0	1,774	1,774	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	A	A	A	A	C	A	A	C	A
455	家庭的保育事業等の廃止の承認申請	児童福祉法	第34条の15第7項	0	185	185	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	A	A	A	A	C	A	A	C	A
456	認可外保育施設の届出	児童福祉法	第59条の2第1項	0	607	607	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	A	A	-	-	A	A	C	A	

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手続件数計	手続件数 計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等					4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真�性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ロードマップ	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か	
457	認可外保育施設の廃止届	児童福祉法	第59条の2第2項	0	1,727	1,727	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	A	A	-	-	A	A	C	A	
506	障害福祉サービス事業者の指定申請・届出	障害者総合支援法	第36条第1項第79条第2項	0	18,400	18,400	0.00%	○	○	A	-	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
508	一般相談支援事業者の指定申請・届出	障害者総合支援法	第51条の19第1項第79条第2項	0	1,064	1,064	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
509	特定相談支援事業者の指定申請・届出	障害者総合支援法	第51条の20第1項第79条第2項	0	2,470	2,470	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
510	障害福祉サービス事業者の指定の更新申請	障害者総合支援法	第41条第1項	0	5,062	5,062	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
511	障害者支援施設の指定の更新申請	障害者総合支援法	第41条第1項	0	337	337	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
514	障害福祉サービス事業者の指定の変更申請	障害者総合支援法	第37条第1項	0	13,298	13,298	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
515	障害者支援施設の指定の変更申請	障害者総合支援法	第39条第1項	0	441	441	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
516	障害福祉サービス事業者の変更の届出	障害者総合支援法	第46条第1項	0	142,274	142,274	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A
517	障害者支援施設の変更の届出	障害者総合支援法	第46条第3項	0	3,660	3,660	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A
518	一般相談支援事業者の変更の届出	障害者総合支援法	第51条の25第1項	0	5,754	5,754	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A
519	特定相談支援事業者の変更の届出	障害者総合支援法	第51条の25第3項	0	5,412	5,412	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件數計	手續件數計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等					4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計画	コスト計測	1-①提出書類・情報の見直し	1-②真正性・本人確認の見直し	2-①申請様式のデジタル化	2-②申請様式の記載方法等の見直し	2-③相談対応体制の充実	3-①書式・様式の統一	3-②ローカルルール	3-③審査基準の公表	3-④標準処理期間の公表	3-⑤処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-①各年度ごとの工程	5-②コスト計測の精緻化	5-③3か年計画か	
520	障害福祉サービス事業者の再開の届出	障害者総合支援法	第46条第1項	0	162	162	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
523	障害福祉サービス事業者の休止の届出	障害者総合支援法	第46条第2項	0	2,184	2,184	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
524	特定相談支援事業者の休止の届出	障害者総合支援法	第51条の25第2項	0	288	288	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
525	一般相談支援事業者の休止の届出	障害者総合支援法	第51条の25第4項	0	188	188	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
526	障害福祉サービス事業者の廃止の届出	障害者総合支援法	第46条第2項	0	9,130	9,130	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
527	一般相談支援事業者の廃止の届出	障害者総合支援法	第51条の25第2項	0	382	382	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
528	特定相談支援事業者の廃止の届出	障害者総合支援法	第51条の25第4項	0	456	456	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
530	指定自立支援医療機関の指定申請	障害者総合支援法	第59条第1項	0	10,105	10,105	0.00%	○	○	B	C	B	A	B	A	B	A	A	B	B	A	A	A
531	指定自立支援医療機関の変更届出	障害者総合支援法	第64条	0	33,954	33,954	0.00%	○	○	B	C	B	A	B	A	B	A	A	B	B	A	A	A
532	指定自立支援医療機関の指定の更新申請	障害者総合支援法	第60条	0	6,020	6,020	0.00%	○	○	B	C	B	A	B	A	B	A	A	B	B	A	A	A
533	指定自立支援医療機関の指定の辞退	障害者総合支援法	第65条	0	2,175	2,175	0.00%	○	○	B	C	B	A	B	-	B	A	A	B	B	A	A	A
534	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	障害者総合支援法	第51条の2第2項	0	1,461	1,461	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	-	B	A	A	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件数計	手續件数計に占めるオンライン手続きの割合	基本計画	コスト計測	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等				4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性			
										1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真�性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か
535	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	障害者総合支援法	第51条の2第3項	番号534、536と合算	番号534、536と合算	番号534、536と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
536	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	障害者総合支援法	第51条の2第4項	番号534、535と合算	番号534、535と合算	番号534、535と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
537	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出	障害者総合支援法	第51条の31第2項	0	404	404	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
538	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	障害者総合支援法	第51条の31第3項	番号537、539と合算	番号537、539と合算	番号537、539と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
539	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	障害者総合支援法	第51条の31第4項	番号538、539と合算	番号538、539と合算	番号538、539と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
540	障害福祉サービス事業等（障害者総合支援法第79条第1条第3号及び第4号に限る。）の開始	障害者総合支援法	第79条第2項	0	728	728	0.00%	○	○	A	C	A	A	A	C	A	-	-	B	A	A	A
541	障害福祉サービス事業等（障害者総合支援法第79条第1条第3号及び第4号に限る。）の変更	障害者総合支援法	第79条第3項	0	2,535	2,535	0.00%	○	○	A	C	A	A	A	C	A	-	-	B	A	A	A
542	障害福祉サービス事業等（障害者総合支援法第79条第1条第3号及び第4号に限る。）の休止又は廃止	障害者総合支援法	第79条第4項	0	217	217	0.00%	○		A	C	A	A	A	C	A	-	-	B	-	-	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手続件数計	手続件数 計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等					4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真�性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か	
543	障害児通所支援事業者の指定申請・届出	児童福祉法	第21条の5の15第1項 第34条の3第2項	0	8,554	8,554	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
545	障害児相談支援事業者の指定申請・届出	児童福祉法	第24条の28第1項 第34条の3第2項	0	1,660	1,660	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	A	C	A	B	A	A	A
549	障害児通所支援事業者の変更の届出	児童福祉法	第21条の5の19第1項	0	37,438	37,438	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A
550	障害児入所施設の変更の届出	児童福祉法	第24条の13第1項	0	433	433	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A
551	障害児相談支援事業所の変更の届出	児童福祉法	第24条の32第1項	0	4,890	4,890	0.00%	○	○	A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	A	A	A
552	障害児通所支援事業者の休止の届出	児童福祉法	第21条の5の19第2項	0	342	342	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
553	障害児相談支援事業所の休止の届出	児童福祉法	第24条の32第2項	0	168	168	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
556	障害児通所支援事業者の廃止の届出	児童福祉法	第21条の5の19第2項	0	1,040	1,040	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
557	障害児相談支援事業所の廃止の届出	児童福祉法	第24条の32第2項	0	302	302	0.00%	○		A	C	B	A	A	C	A	-	-	-	B	-	-	A
559	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第21条の5の25第2項	0	745	745	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	-	B	A	A	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手続件数計	手続件数計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等				4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性					
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類の見直し	1-② 真�性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化	5-③ 3か年計画か
560	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	児童福祉法	第21条の5の25第3項	番号559、561と合算	番号559、561と合算	番号559、561と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
561	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第21条の5の25第4項	番号559、560と合算	番号559、560と合算	番号559、560と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
562	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第24条の19の2第2項	0	6	6	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
563	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	児童福祉法	第24条の19の2第3項	番号562、564と合算	番号562、564と合算	番号562、564と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
564	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	児童福祉法	第24条の19の2第4項	番号562、563と合算	番号562、563と合算	番号562、563と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
565	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第24条の38第2項	0	253	253	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A
566	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	児童福祉法	第24条の38第3項	番号565、567と合算	番号565、567と合算	番号565、567と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン手続件数	非オンライン手続件数	手續件数計	手續件數計に占めるオンライン手続きの割合	1. 提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）		2. 申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善		3. 書式・様式、運用ルールの統一／標準処理期間・審査基準の公表等				4. 書類提出コストの削減	5. 取組の実効性				
								基本計画	コスト計測	1-① 提出書類・情報の見直し	1-② 真�性・本人確認の見直し	2-① 申請様式のデジタル化	2-② 申請様式の記載方法等の見直し	2-③ 相談対応体制の充実	3-① 書式・様式の統一	3-② ローカルルール	3-③ 審査基準の公表	3-④ 標準処理期間の公表	3-⑤ 処理期間の短縮・進捗状況の情報	5-① 各年度ごとの工程	5-② コスト計測の精緻化
567	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	児童福祉法	第24条の38第4項	番号565、566と合算	番号565、566と合算	0.00%	○	○	A	C	B	A	C	A	C	-	-	B	A	A	A

個別事情の説明シート

資料4-2

番号	根拠法令等	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続等)
79	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしている。さらに、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
80	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
81	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：記載を求める事項が、計画番号、再生医療等の名称、中止年月日、中止の理由のみであり、明確である。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。なお、当該提出様式については、記載を求める事項が、計画番号、再生医療等の名称、中止年月日、中止の理由のみであり、明確である。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
83	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
90	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。

92	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
93	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：記載を求める事項が、施設番号及び許可、認定又は届出年月日、細胞培養加工施設の名称、廃止年月日、廃止の理由のみであり、明確である。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。なお、当該提出様式については、記載を求める事項が、施設番号及び許可、認定又は届出年月日、細胞培養加工施設の名称、廃止年月日、廃止の理由のみであり、明確である。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
94	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	1-①がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由：法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由：既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由：既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由：既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由：再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載を求める事項が、施設番号及び許可、認定又は届出年月日、細胞培養加工施設の名称、廃止年月日、廃止の理由のみであり、明確である。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
104	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
105	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
106	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②～⑤：届出のため該当なし。
107	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
109	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
110	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
111	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②～⑤：届出のため該当なし。
112	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
114	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1-①、3-①：既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②～③：申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②：省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③～⑤：地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。

195	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	<p>(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。</p> <p>(1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。</p> <p>(2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。</p> <p>(2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。</p> <p>(3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡（Q&A）等を発出することにより統一化を図っている。</p>
196	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	<p>(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。</p> <p>(1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。</p> <p>(2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。</p> <p>(2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。</p> <p>(3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡（Q&A）等を発出することにより統一化を図っている。</p>
197	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	<p>(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。</p> <p>(1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。</p> <p>(2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。</p> <p>(2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。</p> <p>(3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡（Q&A）等を発出することにより統一化を図っている。</p> <p>(4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。</p>
199	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	<p>(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。</p> <p>(1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。</p> <p>(2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。</p> <p>(2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。</p> <p>(3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡（Q&A）等を発出することにより統一化を図っている。</p>
210	食品衛生法	<p>○1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ（Bに該当する取組を実施している）。</p> <p>○2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。</p> <p>○3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している（Aに該当する取組を実施している）。また、通知（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、標準様式を示している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p> <p>○3-③、3-④、3-⑤については、自治事務であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。</p> <p>○4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）。</p> <p>○5-③については、様式統一には条例改正が必要なため、5年計画としている。</p>
211	食品衛生法	<p>○1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ（Bに該当する取組を実施している）。</p> <p>○2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。</p> <p>○3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している（Aに該当する取組を実施している）。また、通知（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、標準様式を示している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p> <p>○3-③、3-④、3-⑤については、自治事務であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。</p> <p>○4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）。</p> <p>○5-③については、様式統一には条例改正が必要なため、5年計画としている。</p>

212	食品衛生法施行規則	<p>○1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ（Bに該当する取組を実施している）。</p> <p>○2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。</p> <p>○3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している（Aに該当する取組を実施している）。また、通知（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、標準様式を示している。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p> <p>○3-③、3-④、3-⑤については、自治事務。</p> <p>○4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ。</p> <p>○5-③については、様式統一には条例改正が必要なため、5年計画としている。</p>
213	食品衛生法	<p>○1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ（Bに該当する取組を実施している）。</p> <p>○2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。</p> <p>○3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している（Aに該当する取組を実施している）。また、通知（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、標準様式を示している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p> <p>○3-③、3-④、3-⑤については、自治事務であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。</p> <p>○4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ（Aに当たる取組を実施している）。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している（平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）。</p> <p>○5-③については、様式統一には条例改正が必要なため、5年計画としている。</p>
231	理容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
232	理容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
233	理容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
234	理容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
246	旅館業法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>

247	旅館業法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
248	旅館業法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
249	旅館業法施行規則	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
250	旅館業法施行規則	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
260	美容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
261	美容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
262	美容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
263	美容師法	<p>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</p> <p>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</p> <p>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</p>
422	児童福祉法	<p>放課後児童健全育成事業は自治事務であり、国が強制力を持って規制することができる事務ではなく、また、それぞれの地域の実情に応じた対応が可能となるよう、当該事業の地方分権も議論している中で、新たな規制について国だけで決定するものではない。</p> <p>3-② 地方自治体毎に、提出を要求する添付書類が異なる場合はある。ただし、当該事業が届け出制であり、提出を要求する添付書類については、法令に取り決めがあるため大きな差異はないことから、実態把握に取り組むことは考えていよい。</p> <p>4 基本計画において、様式をインターネットで入手できることや郵送等で申請を受け付ける等の手段をとるよう促すよう定めている。</p>

423	児童福祉法	<p>放課後児童健全育成事業は自治事務であり、国が強制力を持って規制することができる事務ではなく、また、それぞれの地域の実情に応じた対応が可能となるよう、当該事業の地方分権も議論している中で、新たな規制について国だけで決定するものではない。</p> <p>3-② 地方自治体毎に、提出を要求する添付書類が異なる場合はある。ただし、当該事業が届け出制であり、提出を要求する添付書類については、法令に取り決めがあるため大きな差異はないことから、実態把握に取り組むことは考えていない。</p> <p>4 基本計画において、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の手段をとるよう促すよう定めている。</p>
424	児童福祉法	<p>放課後児童健全育成事業は自治事務であり、国が強制力を持って規制することができる事務ではなく、また、それぞれの地域の実情に応じた対応が可能となるよう、当該事業の地方分権も議論している中で、新たな規制について国だけで決定するものではない。</p> <p>3-② 地方自治体毎に、提出を要求する添付書類が異なる場合はある。ただし、当該事業が届け出制であり、提出を要求する添付書類については、法令に取り決めがあるため大きな差異はないことから、実態把握に取り組むことは考えていない。</p> <p>4 基本計画において、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の手段をとるよう促すよう定めている。</p>
452	児童福祉法	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
453	児童福祉法	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
454	児童福祉法	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
455	児童福祉法	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
456	児童福祉法	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
457	児童福祉法	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
506	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
508	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
509	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
510	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
511	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
514	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
515	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。

516	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
517	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
518	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
519	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
520	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
523	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
524	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
525	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
526	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
527	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
528	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
530	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
531	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
532	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
533	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
534	障害者総合支援法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>

535	障害者総合支援法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>
536	障害者総合支援法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>
537	障害者総合支援法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>
538	障害者総合支援法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>
539	障害者総合支援法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>
540	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
541	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。

542	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
543	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
545	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 3-④について：今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
549	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
550	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
551	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
552	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
553	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
556	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
557	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 1-②について：法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 3-①について：地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
559	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>
560	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>

561	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>
562	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>
563	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>
564	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>
565	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものではないと認識しています。</p>

566	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>
567	児童福祉法	<p>1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式（紙媒体）、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。</p> <p>2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。</p> <p>3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。</p>